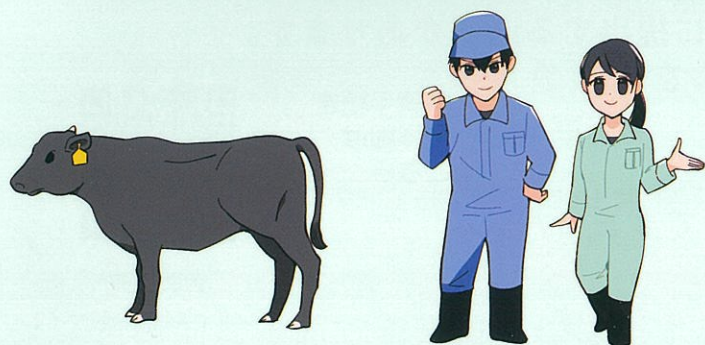


家畜商の皆様へ、 インボイス制度が 始まります（詳細版）

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。
家畜市場における取引も含め、すべての家畜取引が制度の対象になります。
消費税の免税事業者となっている出荷者も関係があります。



一般社団法人 日本家畜商協会

<制度に関するご案内>

- 国税庁：インボイス制度特設サイト
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)
- 国税庁：インボイスコールセンター
0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- 農林水産省 消費税のインボイス制度

申請手続き
の詳細は
こちら



国税庁 HP



農林水産省

もしくは、お近くの税務署にお問合せ、ご相談ください。

「インボイス制度特設サイト」 消費税のインボイス制度

インボイス制度導入に どう対応したらいいのでしょうか？

1 インボイス制度が導入されるとこう変わる！

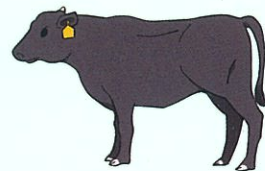
あなたが買手（課税事業者）の場合

○ 仕入先がインボイス発行事業者の場合は従来どおり

例) 1,000 万円（売上税額）－ 300 万円（仕入税額）＝ 700 万円（納付税額）
（インボイス）

○ 仕入先が免税事業者である場合、インボイスが交付されないので、仕入税額控除できない。

例) 1,000 万円（売上税額）－ ~~300 万円（仕入税額）~~＝ 1,000 万円（納付税額）



あなたが売手の場合はどうなる？

【課税事業者の場合】

インボイス発行事業者となるためには、
税務署長の登録を受ける必要。
制度開始に合わせて登録を受けるには、
令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請が必要。

【免税事業者の場合】

インボイスを発行できないため、
取引先から取引条件等の見直しを
求められる可能性があります！



2 まずは、インボイス発行事業者の登録を！

【消費税の課税事業者の場合】

- 登録を受けるためには、登録申請書を税務署に提出する必要があります。
- 登録申請は、**e-TAX** や **郵送による申請も可能**です。

【消費税の免税事業者の場合】

- 免税事業者は、インボイスを発行することができません。
- 経営実態や今後の経営発展を考慮し、**課税事業者へ移行し、インボイス発行事業者となることも選択肢の一つ**です。

申請手続き
の詳細は
こちら



国税庁 HP

「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度開始後の経過措置

経過措置の活用も含めご検討ください！

(1) 小規模事業者向けの負担軽減措置

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の 2 割を納税額とする（令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月 30 日を含む課税期間※）

※個人事業者は、令和 5 年 10 ～ 12 月の申告から令和 8 年分の申告まで対象

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

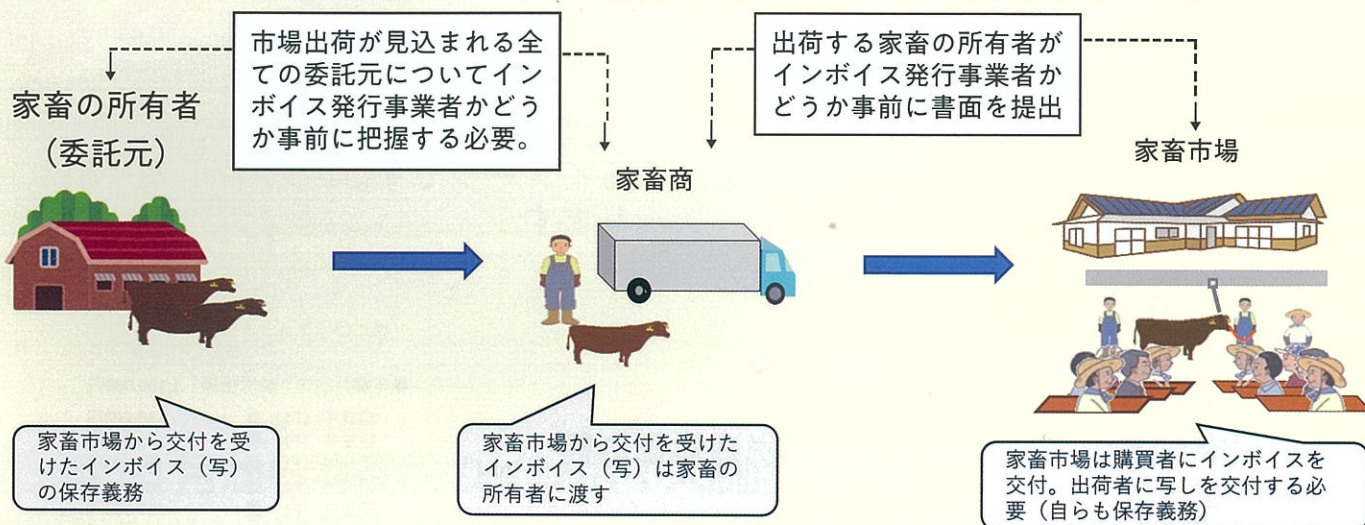
制度開始 6 年間は、免税事業者からの課税仕入れについても仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除可能。

令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月末（3 年間）： 80%

令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月末（3 年間）： 50%

3 インボイス制度導入後の家畜取引はこう変わる！

- 原則として、出荷（販売）する家畜の所有者（インボイス発行事業者）は、購買者（買手）の求めに応じて、インボイスを交付する義務がありますが、家畜市場における取引の実態を踏まえると、混乱が生じるおそれがあります。
- このような混乱を回避するため、多くの市場は、**出荷者に代わって購買者に対し、インボイスを交付する特例（※）**の活用を検討しており、システム改修などの準備を進めていますが、特例の活用には**家畜市場を利用する方々の協力も必要です**。（※ただし、出荷する家畜の所有者が免税事業者等の場合は発行できません）



(1)－1 家畜商の皆様が市場に出荷する場合の対応（協力いただきたい内容）

➡ 家畜市場がインボイスを発行するためには、**出荷される家畜の所有者がインボイス発行事業者かどうかを事前に把握しておく必要があります**。

このため、家畜商の皆様は市場出荷が見込まれる全ての委託元について、

- ① **インボイス発行事業者の登録を行っているかどうか**
- ② **登録している場合は、登録番号**（税務署から通知されるT+13桁の数字番号）を事前に書面で家畜市場に提出する必要があります。

※1：確認方法の詳細は利用される家畜市場にご確認ください。

※2：家畜商の皆様が家畜の所有者の場合は自身の登録情報が必要です。

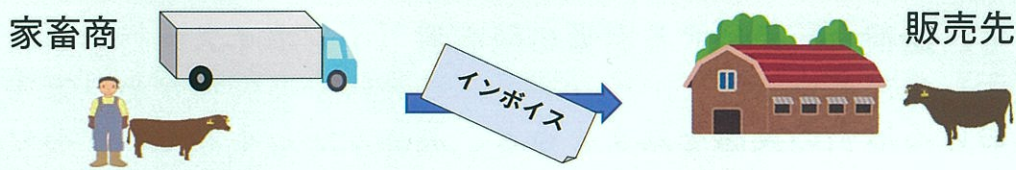
➡ インボイス発行事業者が家畜の所有者でない場合（免税事業者）や登録事業者であることが事前に確認できない場合は、インボイスを発行できないので、注意が必要です。

(1)－2 委託販売の場合は技術料のインボイスを発行する必要があります。

➡ 委託元が課税事業者（簡易課税制度活用者除く）の場合、委託元の求めに応じて、**家畜商の皆様が技術料に係るインボイスを交付する義務**があります。なお、**インボイスを交付した場合、写しを保存しておく義務**があります。

(2) 家畜商の皆様が相対取引を行う場合の対応

(事例1) 家畜商が所有する家畜を農家に販売する場合



肥育農家の求めに応じて、**インボイスを発行する義務**があります。

販売先が課税事業者（簡易課税制度活用者除く）の場合は、消費税の仕入税額控除のため、インボイスが必要となります。

○ インボイスの記載事項及び留意事項

インボイスという名称の書類を新たに作成する必要はありません！

既存の請求書等に必要な項目を追加するイメージです。

手書きであっても、インボイスに該当します！

【イメージ】

(追加する項目)

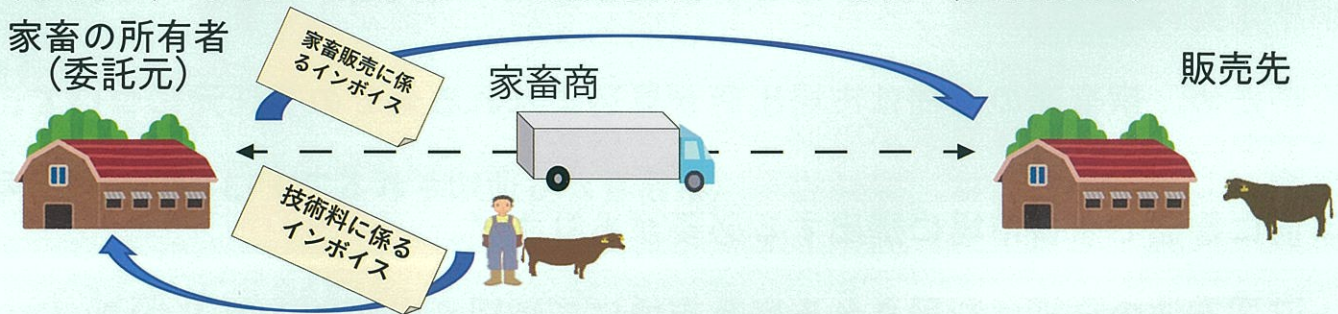
1. 登録後に税務署から通知される
T + 13 桁の**登録番号**
2. 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
及び**適用税率**
3. **税率ごとに区分した消費税額等**※

(留意事項)

※税率ごとに区分した消費税額等の端数処理は、一つのインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。

請求額			
(株) ○○ファーム御中			
(株) ○○畜産 (T123.....)			
●年●月●日	請求金額	1,100,000円	
初成牛 (F1) 雌	150,000円		
初生牛 (F1) 雌	150,000円		
初成牛 (F1) 雌	150,000円		
初成牛 (F1) 雄	200,000円		
初生牛 (F1) 雌	150,000円		
初生牛 (F1) 雄	200,000円		
合 計	1,000,000円	消費税額	100,000円
10%対象	1,000,000円	消費税額	100,000円
8%対象	0円	消費税額	0円
※は軽減税率対象			

(事例2) 家畜の所有者から販売委託された場合（委託販売）



原則として、**販売する家畜の所有者（インボイス発行事業者）**は、販売先（買手）の求めに応じて、**インボイスを発行する義務**があるため、委託元にインボイスを発行してもらい、販売先に交付することになります。

なお、**家畜商の皆様がインボイス発行事業者の場合**、家畜市場と同じように特例を活用して、**家畜の所有者に代わって販売先に対し、インボイスを交付することが可能**です。

委託元が課税事業者（簡易課税制度活用者除く）の場合、委託元の求めに応じて、**家畜商の皆様が技術料に係るインボイスを交付する義務**があります。
なお、**インボイスを交付した場合、写しを保存しておく義務**があります。